

川崎市告示第169号

情報通信技術を活用した方法により行う行政手続等の一部改正について
川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成18年川崎市規則第85号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等(令和5年川崎市告示第187号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

表中

「

川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)	第16条第1項	入札
-------------------------	---------	----

」

を

「

川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)	第16条第1項	入札
川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)	第70条第1項	軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)
	第70条第2項	軽自動車税(種別割)廃車申告兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車)
	附則第9項	耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書
	附則第10項	耐震基準適合家屋に係る固定資産税減額申告書

	附則第 11 項	改修実演芸術公演施設に係る固定資産税・都市計画税減額申告書
	附則第 12 項	宅地化農地確認申請書

に、

川崎市特定非営利活動促進法施行細則（平成 22 年川崎市規則第 4 号）	第 2 条第 4 項	設立（合併含む。）認証申請の補正
	第 6 条第 3 項	定款変更認証申請の補正
	第 13 条第 1 項	解散の届出
	第 13 条第 2 項	清算人就任の届出
	第 14 条	残余財産の譲渡の認証申請
	第 16 条	清算終了の届出
	第 24 条第 1 項	認定（特例認定）法人の代表者の氏名の変更届出
	第 33 条	認定（特例認定）法人の取消の申請

を

川崎市特定非営利活動促進法施行細則（平成 22 年川崎市規則第 4 号）	第 2 条第 4 項	設立（合併含む。）認証申請の補正
	第 6 条第 3 項	定款変更認証申請の補正
	第 13 条第 1 項	解散の届出

	第 13 条第 2 項	清算人就任の届出
	第 14 条	残余財産の譲渡の認証申請
	第 16 条	清算終了の届出
	第 24 条第 1 項	認定（特例認定）法人の代表者の氏名の変更届出
	第 33 条	認定（特例認定）法人の取消の申請
川崎市コミュニティセンター条例（令和 6 年川崎市条例第 6 号）	第 4 条第 2 項	指定管理者の指定の手続き
川崎市コミュニティセンター条例施行規則（令和 7 年川崎市規則第 14 号）	第 2 条第 1 項第 4 号	指定管理者の指定の手続き
	第 3 条第 2 項	指定管理者の指定の手続き
	第 3 条第 2 項第 2 号	指定管理者の指定の手続き
	第 3 条第 2 項第 6 号	指定管理者の指定の手続き
	第 3 条第 2 項第 7 号	指定管理者の指定の手続き
	第 3 条第 2 項第 8 号	指定管理者の指定の手続き

に、

川崎市生活文化会館条例施行規則（平成 8 年川崎市規則第 8 号）	第 2 条第 1 項第 4 号	指定管理者の指定の手続き
	第 3 条第 2 項	指定管理者の指定の手続き
	第 3 条第 2 項第 2 号	指定管理者の指定の手続き

	第 3 条 第 2 項 第 6 号	指定管理者の指定の 手続 き
	第 3 条 第 2 項 第 7 号	指定管理者の指定の 手続 き
	第 3 条 第 2 項 第 8 号	指定管理者の指定の 手続 き

を

川崎市生活文化会館条例 施行規則（平成 8 年川崎 市規則第 8 号）	第 2 条 第 1 項 第 4 号	指定管理者の指定の 手続 き
	第 3 条 第 2 項	指定管理者の指定の 手続 き
	第 3 条 第 2 項 第 2 号	指定管理者の指定の 手続 き
	第 3 条 第 2 項 第 6 号	指定管理者の指定の 手続 き
	第 3 条 第 2 項 第 7 号	指定管理者の指定の 手続 き
	第 3 条 第 2 項 第 8 号	指定管理者の指定の 手続 き
川崎市川崎市民館・労働 会館条例（令和 6 年川崎 市条例第 48 号）	第 4 条 第 2 項	指定管理者の指定の 手続 き
川崎市川崎市民館・労働 会館条例施行規則（令和 6 年川崎市規則第 58 号）	第 3 条 第 2 項	指定管理者の指定の 手続 き

に、

川崎市地球温暖化対策等 の推進に関する条例（平	第 10 条 第 1 項	事業活動脱炭素化取組計 画書
----------------------------	--------------	-------------------

成 21 年川崎市条例第 52 号)

第 10 条第 2 項	事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書
第 10 条第 3 項	中小規模事業者用脱炭素化取組計画書
第 10 条第 4 項 において準用 する同条第 2 項	中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書
第 11 条第 1 項	事業活動脱炭素化取組結果報告書
	中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書
第 13 条第 2 項	取組結果報告書評価依頼申出書
第 19 条第 1 項 (同条第 3 項 において準用 する場合を含 む。)	開発事業地球温暖化対策等計画書
第 19 条第 4 項	開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書
第 20 条	開発事業完了届出書
	開発事業中止届出書

を

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成 21 年川崎市条例第 52 号)

第 10 条第 1 項	事業活動脱炭素化取組計画書
第 10 条第 2 項	事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書

第 10 条第 3 項	中小規模事業者用脱炭素化取組計画書
第 10 条第 4 項 において準用 する同条第 2 項	中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書
第 11 条第 1 項	事業活動脱炭素化取組結果報告書
	中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書
第 13 条第 2 項	取組結果報告書評価依頼申出書
第 19 条第 1 項 (同条第 3 項 において準用 する場合を含 む。)	開発事業地球温暖化対策等計画書
第 19 条第 4 項	開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書
第 20 条	開発事業完了届出書
	開発事業中止届出書
第 25 条第 4 項	特定建築物太陽光発電設備等設置計画書
第 25 条第 5 項 及び第 6 項	特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書
第 25 条第 7 項	特定建築物工事完了届出書
	特定建築物工事中止届出書
第 26 条第 4 項	中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書

に、

「

川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年川崎市規則第32号）	第8条第4項	高齢重度障害者医療資格適用申請（受給者区分変更）
	第8条第4項	資格変更申請（保険変更）
	第5条第1項	医療費助成申請（窓口償還）

」

を

「

川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年川崎市規則第32号）	第8条第4項	高齢重度障害者医療資格適用申請兼口座登録申請
	第8条第4項	資格変更申請（保険変更）
	第5条第1項	医療費助成申請（窓口償還）

」

に、

「

川崎市ふれあい館条例施行規則（平成2年川崎市規則第37号）	第2条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き

	第3条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き
川崎市黒川青少年野外活動センター条例（平成3年川崎市条例第10号）	第4条第2項	指定管理者の指定の手続き
川崎市黒川青少年野外活動センター条例施行規則（平成3年教委規則第1号）	第2条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き

」

を

「

川崎市ふれあい館条例施行規則（平成2年川崎市規則第37号）	第2条第1項第4号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第2号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第6号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第7号	指定管理者の指定の手続き
	第3条第2項第8号	指定管理者の指定の手続き

」

に、

「

土地境界確定等取扱規則 (昭和 27 年川崎市規則第 10 号)	第 3 条	土地境界確定等申請
	第 16 条	土地境界確定図交付申請
	第 17 条	土地境界承諾書交付申請

」

を

「

土地境界確定等取扱規則 (昭和 27 年川崎市規則第 10 号)	第 3 条	土地境界確定等申請
	第 16 条	土地境界確定図交付申請
	第 17 条	土地境界承諾書交付申請
川崎市私道舗装助成金支 給規則 (昭和 48 年川崎市 規則第 34 号)	第 5 条	助成金支給申請

」

に、

「

川崎市港湾振興会館条例 施行規則 (平成 4 年川崎 市規則第 21 号)	第 8 条第 1 項	会議室及び研修室、体育 室、テニスコート、ビー チバレー場の利用許可の 申請
川崎市有馬・野川生涯学 習支援施設条例 (平成 20 年川崎市条例第 34 号)	第 3 条第 2 項	事業計画書等の提出

	第 4 条 第 2 項	指定管理者の指定の手続き
--	-------------	--------------

」

を

「

川崎市港湾振興会館条例 施行規則（平成 4 年川崎 市規則第 21 号）	第 8 条 第 1 項	会議室及び研修室、体育 室、テニスコート、ビー チバレー場の利用許可の 申請
--	-------------	---

」

に、改める。